

自然災害により被害を受けた場合に彦根市が発行する証明書

種類	り災証明書	り災届出証明書
対象	住家	住家、付帯工作物
被害の程度	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊にいたらない（一部損壊） 床上浸水・床下浸水	破損
具体例	屋根・雨どい・外壁 その他住居部分の破損 など	カーポート・テラス・ウッドデッキ・門扉・門柱・フェンス・倉庫 など、生活に供するもの
申請期限	り災した日から6か月以内	り災した日から3年以内
申請者	被害物件の所有者または使用者（委任状による代理申請も可能）	
備考	○住家の被害状況を調査し、その被害の程度を証明します。※修繕済の場合や申請期限を超えた場合は、「り災届出証明書」による対応となります。 ○現地確認の日程調整等のため、申請書に記載の電話番号に税務課から連絡をします。 ○付帯工作物を合わせて確認する場合があります。 ○証明発行は現地確認後の処理となるため、申請日に即日発行はできません。 ○被害額については証明しません。	○「り災した事実を市に届け出た行為」について、証明するものです。※被害状況の調査は原則行いません。 ○証明発行には数日から一週間程度かかります。 ○被害額については証明しません。

※いずれも申請が必要となります（物件の状況によっては、証明できない場合があります。）。

※り災証明書およびり災届出証明書について、車両・船舶や動産の損害は原則、証明しません。

※具体例はあくまで代表的なものであり、状況により証明区分が変わることがあります。

Q & A

Q 「り災証明書」の対象となる「屋根」と、「り災届出証明書」の対象となる「カーポート」が自然災害による損害を受けた場合、どの証明書が発行されますか？

A 「り災証明書」にて両方の物件の被害状況を証明します。

Q 「り災証明書」の対象となる「屋根」について、既に修繕を行ってしまった場合、「り災証明書」は発行されますか？

A 被害状況の現地調査ができないため、「り災証明書」は発行できませんが、修繕前の写真が存在する場合、「り災届出証明書」の発行を検討しますので、社会福祉課にご相談ください。

Q 保険給付の請求にあたり、「り災証明書」の提出を求められたのですが、「り災証明書」の申請期限を超えてしまった場合、どうしたらよいですか。

A 保険会社にお問合せください。なお、社会福祉課では、り災した日から３年以内であり、被害状況がわかる写真がある場合は、「り災届出証明書」の発行が可能です。多くの保険会社や勤務先では、「り災届出証明書」で対応されていますので、提出先にご確認ください。

Q 神社、寺院等に自然災害による被害があった場合、証明はできますか？

A 常時、人が居住している場合、その部分については、「り災証明書」または「り災届出証明書」により対応します。

Q 農業用のビニールハウス等に被害があった場合、証明の対象となりますか？

A 農業施設については、農林水産課にお問合せください。

Q 店舗や工場に被害があった場合、証明の対象となりますか？

A 社会福祉課で交付する「り災証明書」または「り災届出証明書」については、法人からの申請はできません。商業・工業施設については、地域経済振興課にご相談ください。

Q 店舗兼住宅に被害があった場合、どの証明書になりますか。

A 原則として、住家については「り災証明書」または「り災届出証明書」、店舗については地域経済振興課による対応となりますが、証明書の用途によっては判断が難しい場合もあると思いますので、社会福祉課または地域経済振興課にご相談ください。

【問い合わせ先】

- | | | | |
|-----------|----|---------|----------|
| ・ 社会福祉課 | 電話 | 23-9590 | 福祉センター2階 |
| ・ 農林水産課 | 電話 | 30-6118 | 彦根市役所3階 |
| ・ 地域経済振興課 | 電話 | 30-6119 | 彦根市役所3階 |